

県北広域振興局長告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

令和5年12月12日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313200198	よされステーション「ゆらり」	二戸郡一戸町岩館字沢田87番地2	令和5年10月1日